

## 山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、がん医療の拠点となる病院が行うオーダーメイド医療の実現に寄与するヒト遺伝子情報の分析・研究に対して補助することにより、化学療法等の推進を図り、県民に高度ながん医療を提供するための体制を確保することを目的とする。

### (対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象は、都道府県がん診療連携拠点病院である、地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立中央病院(以下「補助事業者」という。)が設置するゲノム解析センターで行う、がん患者等の遺伝子情報の解析等に関する研究事業(以下「補助事業」という。)とする。

### (交付額)

第4条 補助事業に要する経費のうち、補助金の交付対象として山梨県知事(以下「知事」という。)が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の交付基準額については、別記によるものとする。

### (交付申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(当期)(様式第1号-1)
- (2) 事業計画書(全期)(様式第1号-2)
- (3) 収支予算書(様式第1号-3)
- (4) 組織図及び業務分掌
- (5) ゲノム研究に関する院内倫理委員会承諾書(写)
- (6) 個人情報(ゲノム情報)に関する管理規定
- (7) ゲノム解析センター機器配置図
- (8) その他必要な書類

(交付決定の通知)

第6条 知事は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めた場合は、すみやかに交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

(事業の中止または廃止)

第7条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

(変更申請)

第8条 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合は、変更承認申請書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。ただし、事業内容の軽微な変更で補助金額に増額を伴わないもの及び補助金の交付の対象となる経費の各費目間においていずれか低い方の額の20%以内の経費の配分の変更については、この限りではない。

- (1) 事業変更計画書(当期)(様式第3号-1)(変更箇所:赤字記載)
- (2) 事業変更計画書(全期)(様式第3号-2)(変更箇所:赤字記載)
- (3) 収支予算書(様式第3号-3)(変更箇所:赤字記載)

2 知事は、前項による変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助事業者に通知するものとする。

(交付の方法)

第9条 補助金は、精算払いとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した日、もしくは第7条の規定による補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して1か月を経過した日又は交付決定を受けた年度の4月10日のいずれか早い時期までに、実績報告書(様式第4号)を次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 実績報告書(様式第4号-1)
- (2) 収支決算書(様式第4号-2)

(交付額の確定)

第11条 知事は、前条に規定する実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第5号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金の支払い)

第13条 知事は前条の補助金請求書に基づき補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取り消し)

第14条 知事は、次の各号に掲げる場合は、第6条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者がこの要綱に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助対象経費以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助金の受領に関して不正な行為をした場合

(証拠書類の整備及び保管)

第15条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第16条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに、知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具(以下「取得財産等」という。)については、知事が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)を勘案して別に定める期間(以下「財産処分制限期間」という。)を経過するまでは、知事の承認を受けないで、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書(様式第7号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(個人情報等の取扱い)

第18条 補助事業者は、個人情報及び企業秘密の保護並びに知的財産権(知的財産基本法(平成14年法律第122号)第2条第2項に定める権利をいう。)の取得などに十分配慮するものとする。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(別記)

1. 補助対象経費

補助対象経費	補助対象経費の範囲	補助率
人件費	医師 研究員 臨床検査技師 電算技師 など ゲノム解析・研究に従事する職員の給与等 ※他業務を兼務する職員については、専ら補助事業に従事する時間を対象とする	定額
需用費	検査試薬、キット代金、研究資材、事務用品等	
委託料	外部検査・解析、ゲノム試料保管費用、 電算システム改修費等	
備品購入費	電算ソフト等	
その他	光熱水費、通信運搬費、旅費等	

2. 施設維持のための機器保守料及び修繕料は、対象経費としない。

3. 経費の配分については需用費のうち直接研究に係る検査試薬費、キット代金、研究資材費等が補助金の総額の1/2を超えるものとする。

(様式第1号)

文書番号  
年 月 日

山梨県知事殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長

印

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付申請書

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業について、次のとおり補助金を交付して  
いただきたく、山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付要綱第5条の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

1 補助金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

(様式第1号-1)

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業計画書

1 研究課題名: \_\_\_\_\_

2 当該年度の計画経費: \_\_\_\_\_ 円

3 研究事業予定期間:平成\_\_年\_\_月\_\_日から平成\_\_年\_\_月\_\_日  
(\_\_年計画の\_\_年目)

4 研究代表者及び経理事務担当者

	研究代表者氏名	経理事務担当者氏名
所属		
連絡先		

## 5 研究組織

研究者氏名	分担項目	所属	その他

## 6 研究概要・目的

## 7 研究内容(調査対象、方法等)



(様式第1号-2)

山梨県ゲノム解析・研究事業(平成 〇〇 年度)計画書

1 研究課題名: \_\_\_\_\_

2 計画経費: \_\_\_\_\_ 円

3 研究代表者及び経理事務担当者

	研究代表者氏名	経理事務担当者氏名
所属		
連絡先		

4 研究事業予定期間:平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日  
(〇〇年計画)

5 研究概要等

	H25	H26	H27	H28	H29	合計
研究概要・目的						
調査対象・方法等						
計画経費						
期待される県民への還元効果						

(様式第1号-3)

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業収支予算書

1 収入

(単位:円)

収入	金額	備考
県補助金		
自己資金		
合計		

2 支出

支出科目	金額	左の積算内訳
人件費		
需用費		
委託料		
備品購入費		
その他		
合計		

(様式第2号)

文書番号  
年 月 日

山梨県知事殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長

印

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号により交付決定された山梨県ゲノム解析・研究事業を(中止・廃止)したいので、山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助事業を(中止・廃止)しようとする理由

(様式第3号)

文書番号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長

印

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった山梨県  
ゲノム解析・研究事業の計画を変更したいので、山梨県ゲノム解析・研究事業費補助  
金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて計画変更承認申請をします。

1 変更理由

(様式第3号-1)

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業変更計画書

1 研究課題名: \_\_\_\_\_

2 当該年度の計画経費: \_\_\_\_\_ 円

3 研究事業予定期間:平成\_\_年\_\_月\_\_日から平成\_\_年\_\_月\_\_日  
(\_\_年計画の\_\_年目)

4 研究代表者及び経理事務担当者

	研究代表者氏名	経理事務担当者氏名
所属		
連絡先		

## 5 研究組織

研究者氏名	分担項目	所属	その他

## 6 研究概要・目的

## 7 研究内容(調査対象、方法等)

(様式第3号-2)

山梨県ゲノム解析・研究事業(平成 ~ 年度)変更計画書

1 研究課題名: \_\_\_\_\_

2 計画経費: \_\_\_\_\_ 円

3 研究代表者及び経理事務担当者

	研究代表者氏名	経理事務担当者氏名
所属		
連絡先		

4 研究事業予定期間:平成\_\_年\_\_月\_\_日から平成\_\_年\_\_月\_\_日  
(\_\_年計画)

5 研究概要等

	H25	H26	H27	H28	H29	合計
研究概要・目的						
調査対象・方法等						
計画経費						
期待される県民への還元効果						

(様式第3号-3)

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業収支予算書

1 収入

(単位:円)

収入	金額	備考
県補助金		
自己資金		
合計		

2 支出

支出科目	金額	左の積算内訳
人件費		
需用費		
委託料		
備品購入費		
その他		
合計		



(様式第4号)

文書番号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長

印

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金実績報告書

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業について、山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(様式第4号-1)

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業実績報告書

1 研究課題名

2 研究内容

研究項目	件数	備考

3 研究成果

(様式第4号-2)

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業収支決算書

1 収入

(単位:円)

収入	金額	備考
県補助金		
自己資金		
合計		

2 支出

支出科目	金額	左の積算内訳
人件費		
需用費		
委託料		
備品購入費		
その他		
合計		

(様式第5号)

文書番号  
年 月 日

山梨県知事殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長

印

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金請求書

平成 年付け 第 号で確定通知のあった、平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業費について、山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求いたします。

1 請求額 金 円

2 支払いの方法

口座振替 指定金融機関名  
振替先銀行名  
預金種別（当座・普通）  
口座名義

No.

(様式第6号)

文書番号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長

印

平成 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日付け、第 号で交付決定のあった山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金について、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したので、山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付要綱第16条第1項に基づき、次のとおり報告します。

1. 事業実績報告額 金 円
2. 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 金 円
3. 添付書類

(様式第7号)

文書番号  
年 月 日

山 梨 県 知 事 殿

地方独立行政法人山梨県立病院機構  
山梨県立中央病院 院長

印

### 財産処分承認申請書

平成 年度山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を、次のとおり処分したいので、山梨県ゲノム解析・研究事業費補助金交付要綱第17条第2項に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類